

(HP 掲載用)

京都農林水産総合総合庁舎の入退館方法の変更について

Q 1 入館の手続き方法は？

一般来庁者の方は、入館受付（正面玄関又は北玄関）でお名前、用務先等を記入していただき、身分証明書等によりご本人確認の後、一時通行証の貸与を受けていただき、ゲートから入館して下さい。

〔参考〕ご本人確認の書類（例）

・身分証明書・運転免許証・保険証・パスポート・その他公的機関の発行する書類

*** ご不明な場合は庁舎管理係までお問い合わせ下さい。**

問合せ先：近畿農政局総務部会計課 庁舎管理係 Tel075-414-9056

Q 2 昼食を外で摂る場合の再入館は？

一時通行証は、当庁舎において当日1回の入退館に限り有効です。退館の際は返却していただき、再入館には再度手続きが必要となります。

Q 3 一時通行証の返却方法は？

退館の際には、必ず返却（回収ボックスに投函又は警備員に手渡し）してください。

《その他お願い事項》

- ① 入退館の際は、庁舎管理担当者の指示に従って下さい。
- ② 一時通行証は、ストラップに入れたまま使用し、紛失・損傷には十分注意して下さい。
- ③ 他の非接触型ICカード（ICOCA、PiTaPa等）をゲート読取部分に近づけないようにして下さい。

来館者の皆様には、ご不便をおかけいたしますが、ご理解、ご協力をお願いします。

庁舎管理責任者